

退職共済制度改正に伴う現行「退職共済事務の手引き」 改定個所について

※ 退職共済制度の改正にともない、現在の手引きに記載している様式の一部変更がありますので、該当ページを差し替えの程、お願い致します。

- ◎ 退職手当金支払資金計算方法の付与利率部分の変更

P11、 P12、 P13、 P14

- ◎ 返戻率変更のため、注意書きの挿入 **P15**

- ◎ 令和7年度の税制改正による「退職所得の源泉徴収票」提出範囲の拡大による変更提出範囲 → 法人役員のみから、退職金を支払った者すべてに拡大

P16

- ◎ 延滞金徴収方法の変更

引き落としができなかった掛金について、振込による納入を希望される場合は先に月掛金のみを納入していただき、延滞金については後日、引き落としにより徴収させていただきます。 **P22**

- ◎ 最低賃金の引上げにより、計算方法の基礎となる額の変更 **P26**

- ◎ 第1拠出金、第2拠出金の説明書き一部「追加」 **P30**

※ なお、改正後の退職手当共済契約規程、退職手当共済契約規程施行細則は共済会ホームページ・「法人情報開示ページ」に掲載しております。

退職手当金支払資金計算方法

元利合計給付方式

(第1退職手当金、第2退職手当金)

退職手当金支払資金額 = (A) 前年度末仮勘定残高 + (B) 当年度拠出金額
+ (C) 4月から退職までの利息相当額

(B) 当年度における掛金納付額

(A) 前年度末仮勘定残高

+

+

(C) $\left[\begin{array}{l} \text{前年度末仮勘定残高} \\ + \\ \text{当年度における掛金納付額} \end{array} \right] \times 2.0\%$
 $\times \text{当年度の加入月数} + 12$

- ・算出した額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。
- ・前年度末仮勘定残高については、「被共済職員掛金累計表及び退職手当金支払資金概算表」により翌年度当初に「掛金累計額通知書」に併せて送信させていただきます。

改正に伴う既得権益保護について

令和4年3月31日以前加入の被共済職員については、令和4年3月31日確定既得権額と退職日における元利合計給付方式により算定した退職手当金支払資金額と比較し高い方を退職手当金支払資金額とする。

① 被共済職員加入時より元利合計給付方式により計算した退職手当金支払資金額

$$\begin{array}{c} \text{(A) 前年度末仮勘定残高} \\ + \\ \text{(B) 当年度における掛金納付額} \\ + \\ \text{(C) } \left[\begin{array}{c} \text{前年度末仮勘定残高} \\ + \\ \text{当年度における掛金納付額} \end{array} \right] \times 2.0\% \\ \times \text{当年度の加入月数} \div 12 \end{array}$$

② 令和4年3月31日確定の制度改正に伴う既得額

・第1退職手当金支払資金

令和4年1月本俸月額「被共済職員
況届兼次年度基準本俸月額及び口数
届」により届出頂いた本俸月額

×

令和4年3月31日にお
ける被共済職員期間によ
る旧支給乗率

・第2退職手当金支払資金

第2掛金口数

×

令和4年3月31日における納
付期間による給付額

①と②を比較し高い額を退職手当金支払資金額とする。

第1退職手当金改正に伴う既得権額について
15年加入期間にて新制度移行後の退職金支払資金

既得権額を「社会費計算額」
知書」により通知

既得権額は15年未満の年数に
応じた支給率……A

既得権額は15年未満の年数に
応じた支給率……B

既得権額は15年未満の年数に
応じた支給率……C

既得権額は15年未満の年数に
応じた支給率……D

年号	加入 年数	資金				退職金支払資金 (注1)	退職金支払資金 (注2)	退職金支払資金 (注3)	退職金支払資金 (注4)	退職金支払資金 (注5)	加入期間 支給率	支給額
		月令全額	事業費資金	第1期出金	第2期出金							
18	1	110,000	2,992	35,994	22,848	18,036	25,048	36,934	6,188	27,846	0	0
19	2	140,200	2,007	37,033	23,679	13,888	46,518	72,943	0,248	47,141	39	6,852
20	3	145,100	3,102	38,306	24,371	13,330	70,793	111,216	0,934	71,130	40	6,811
21	4	157,100	2,698	41,474	26,183	15,082	67,188	102,324	0,672	68,171	41	6,811
22	5	164,000	3,600	45,281	27,152	15,244	126,748	160,420	0,910	137,160	42	6,811
23	6	170,000	3,990	45,138	28,311	16,488	102,681	281,318	1,034	181,812	43	6,811
24	7	176,700	3,882	46,949	29,686	16,988	183,137	287,766	1,228	219,208	44	6,811
25	8	182,400	4,013	48,134	30,843	17,330	214,788	333,840	1,394	244,266	45	6,811
26	9	187,300	4,121	49,447	31,466	17,881	265,248	383,387	1,562	281,262	46	6,811
27	10	191,700	4,212	50,888	32,566	18,468	277,432	433,386	1,726	321,641	47	6,811
28	11	198,100	4,314	51,376	37,661	14,116	313,438	487,366	1,818	376,120	48	6,811
29	12	203,300	4,442	53,300	44,765	13,837	283,888	541,268	2,288	471,162	49	6,811
30	13	207,300	4,581	54,327	38,802	14,828	393,876	598,795	2,234	487,256	50	6,811
31	14	210,700	4,638	55,826	49,658	13,170	434,124	651,470	2,432	518,215	51	6,811
32	15	213,800	4,764	56,443	41,000	15,384	478,174	707,862	2,880	653,762	52	6,811
33	16	218,200	3,488	41,587			614,381			638,443	53	6,811
34	17	219,400	3,516	42,128			558,888			601,988	54	6,811
35	18	222,250	3,448	41,287			638,479			638,587	55	6,811
36	19	223,500	3,310	41,725			642,927			672,916	56	6,811
37	20	227,800	3,386	42,862			682,800			718,212	57	6,811

既得権額は15年未満の年数に
応じた支給率……A

既得権額は15年未満の年数に
応じた支給率……B

既得権額は15年未満の年数に
応じた支給率……C

既得権額は15年未満の年数に
応じた支給率……D

既得権額は15年未満の年数に
応じた支給率……E

加入年数による新制度
退職金支払資金②

既得権額③

既得権額の確定方法
令和3年度既得権状況照会書算出表(令和4年1月1日に
おける状況)により算出された本欄月額給付額を旧制度による退
職手当金支払資金計算の平均本欄額とした旧制度支
給率率表による算出した額。

①②を比較し高い額を退職金支払
資金とする。

(注) 既得年数は15年未満の年数に該当する場合は、次による
15年未満の年数を切り上げた年数に応じた支給率……A
15年未満の年数を切り上げた年数に応じた支給率……B
既得年数=A+(B-A)×既得年数(既得年数は切り捨て)÷12

第2退職手当金改正に伴う既得権額について
口数4口で加入期間にて新制度移行後の第2退職手当金支払資金額

年号	加入年数	掛金額	年度掛金納付額	掛金累計額	第2退職金支払資金(旧制度)	退職金支払資金(新制度)
18	1	4,000	48,000	48,000	48,328	48,240
19	2	4,000	48,000	96,000	97,384	96,722
20	3	4,000	48,000	144,000	147,172	145,446
21	4	4,000	48,000	192,000	197,708	194,414
22	5	4,000	48,000	240,000	249,004	243,627
23	6	4,000	48,000	288,000	301,068	293,086
24	7	4,000	48,000	336,000	353,912	342,792
25	8	4,000	48,000	384,000	407,552	392,746
26	9	4,000	48,000	432,000	461,996	442,950
27	10	4,000	48,000	480,000	517,252	493,405
28	11	4,000	48,000	528,000	573,340	544,113
29	12	4,000	48,000	576,000	630,272	595,074
30	13	4,000	48,000	624,000	688,048	646,280
R1	14	4,000	48,000	672,000	746,704	697,762
R2	15	4,000	48,000	720,000	806,232	749,491
R3	16	4,000	48,000	768,000	866,656	801,479
R4	17	4,000	48,000	816,000	927,984	853,727
R5	18	4,000	48,000	864,000	990,232	906,236
R6	19	4,000	48,000	912,000	1,053,416	959,008
R7	20	4,000	48,000	960,000	1,117,548	1,012,044
R8	21	4,000	48,000	1,008,000	1,182,640	1,065,345

RS.A.1より付与利率
年利2.0%に引き上げ



第2退職手当金額表(旧制度)

加入期間	退職手当金額	加入期間	退職手当金額
1	12,082	31	472,438
2	24,348	32	491,607
3	36,793	33	511,064
4	49,427	34	530,812
5	62,251	35	550,856
6	75,267	36	571,201
7	88,478	37	591,982
8	101,888	38	612,812
9	115,499	39	634,086
10	129,313	40	655,680
11	143,335		
12	157,566		
13	172,012		
14	186,676		
15	201,556		
16	216,664		
17	231,996		
18	247,556		
19	263,364		
20	279,387		
21	295,660		
22	312,177		
23	328,942		
24	345,958		
25	363,230		
26	380,761		
27	398,554		
28	416,615		
29	434,946		
30	453,553		

(注) 勤続年数に1年未満の増減を生じた場合は、次による
1年未満の増減を切り捨てた年数にのじた支給額…A
1年未満の増減を切り上げた年数にのじた支給額…B
支給額=A+(B-A)×増減月数(増減日数は切り捨て)÷12

第1退職手当金：既存加入者の新制度移行時の第1退職金仮勘定残高

- 加入時から新制度を実施していたと仮定し、個人毎に拠出金履歴から算出した新制度移行時の拠出金元利合計を第1退職金仮勘定残高とします。これによりすべての加入者が積み立てた拠出金以上の給付額を受け取ることができず。

平成16年4月前に加入した者の経過措置

- 平成16年4月前の拠出金は累計額のみを管理し履歴を保持していないため、履歴から拠出金元利合計額を算出することができません。このため、経過措置として平成16年3月末時点の拠出金元利合計は下式により算出します。なお、平成16年4月以降は拠出金履歴を用いて新制度移行時の第1退職金仮勘定残高を算出します。

$$\text{平成16年3月末時点の元利合計} = \text{平成16年3月末現在の拠出金累計} \times \text{返戻率} \times$$

※ 返戻率とは、拠出金元利合計額の拠出金累計額に対する割合を指します。平成15年4月前は個人単位の拠出金履歴を保持していないことを踏まえ、加入期間に応じた返戻率を定めます。返戻率は複数の前提で試算を行い、返戻率が大きくなる前提を採用しています。

【返戻率】

加入期間	加入年齢	加入月数	加入月数	加入月数
1年	1,0023	21%	1,0540	
2年	1,0048	27%	1,0667	
3年	1,0073	23%	1,0594	
4年	1,0098	24%	1,0621	
5年	1,0124	25%	1,0648	
6年	1,0149	25%	1,0675	
7年	1,0174	27%	1,0702	
8年	1,0200	28%	1,0729	
9年	1,0226	29%	1,0756	
10年	1,0252	30%	1,0783	
11年	1,0277	31%	1,0810	
12年	1,0303	32%	1,0837	
13年	1,0329	33%	1,0864	
14年	1,0355	34%	1,0891	
15年	1,0381	35%	1,0918	
16年	1,0408	36%	1,0945	
17年	1,0434	37%	1,0972	
18年	1,0460	38%	1,1000	
19年	1,0487	39%	1,1027	
20年	1,0514	40%	1,1054	

R&B-31以降は改正後の0.7%
「返戻率表」を適用する

【イメージ図】

平成16年3月末現在の元利合計額は「拠出金累計×返戻率」とし平成16年4月以降は拠出金履歴をもとに算出します。



退職手当金支払資金送金方法

退職手当金支払資金送金通知書を届出頂いているメールアドレスへ送信し、届出いただいている施設毎へ月末日に送金いたします。

- ・ 退職者への支給通知（(例)退職金支給通知書参照）を作成し、退職手当金支払時に退職者へお渡しく下さい。
- ・ 退職所得税務処理については、共済契約者において税法に従い適宜処理を行ってください。
 - ①退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受ける。

なお、提出を受けていない場合は、退職所得控除の適用にはならず、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することになります。
 - ② 退職手当金支給時に「退職所得の源泉徴収票」を作成し、退職者へ交付。
 - ③ 「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」により、徴収税を翌月の10日までに納付。
 - ④ 「令和〇年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(暦年処理)を作成、提出。

退職所得の源泉徴収票等は、退職後1か月以内に支払者の所轄税務署および支払った年の1月1日現在の受給者の住所地の市区町村にそれぞれ1枚ずつ提出しなければなりません。
 - ⑤ 死亡により相続人などが受け取る退職金

被相続人の死亡によって、死亡後3年以内に支払が確定した退職金が、相続人などに支払われた場合には、その退職金は相続税の課税対象となり、所得税及び復興特別所得税の課税対象にはなりません。

 - ・ 支払時において「退職手当金等受給者別支払調書」を作成し、相続人へ交付。
 - ・ 「退職手当金等受給者別支払調書合計表」を作成、提出。

なお、退職手当金等の支払金額が100万円超の場合は「退職手当金受給者別支払調書」を合わせ提出する必要があります。

3 納付方法

- ・ 届出頂いた掛金引落口座よりの口座引落しによる納付となります。
- ・ 引落手数料は共済会が負担いたします。
- ・ 引落額は掛金額通知書を届出頂いているメールアドレスへ送信いたします。
- ・ 引落日に引落しが出来なかった場合については、該当引落日翌日から次回引落日までの延滞金（共済契約規程第24条）を加算し、次回引落日に次回引落額と合算し引落しさせていただきます。

なお、引落しが出来なかった場合に掛金を振込により納入を希望される場合は、振込に係る振込手数料は共済契約者負担となります。この場合の振込先金融機関は、徳島大正銀行のみの取扱いとなります。延滞金については、振込日（納付日）を確認した上で計算し、次回引落日に次回引落額と合算し引落しさせていただきます。

通知日及び引落日

該当月	通知日	引落日
4月分	6月中旬	7月10日
5月分	6月中旬	7月10日
6月分	7月中旬	8月10日
7月分	8月中旬	9月10日
8月分	9月中旬	10月10日
9月分	10月中旬	11月10日
10月分	11月中旬	12月10日
11月分	12月中旬	1月10日
12月分	1月中旬	2月10日
1月分	2月中旬	3月10日
2月分	3月中旬	4月10日
3月分	4月中旬	5月10日

引落日が土日祝日の場合は翌日となります。

別表 1

○俸給表によらない職員の本俸月額

	雇用契約の結び方	計算方法
①	勤務日数・勤務時間が 正職員と同じ (1日8時間週40時間)	日給×21日(週5日の場合) 例①)8,800円(日給)×21日(週5日)=184,800円 例②)1,100円(時給)×8時間(1日の労働時間)×21日(週5日)=184,800円
②	週当たりの勤務日数が 決まっている	日給×週当たりの勤務日数÷5×21日 例①)8,800円(日給)×4日(週当たりの勤務日数)÷5×21日=147,840円 例②)1,100円(時給)×7時間(1日の労働時間)×4日(週当たりの勤務日数)÷5×21日=129,360円
③	月当たりの勤務日数が 決まっている	日給×月当たりの勤務日数 例①)8,800円(日給)×16日(月当たりの勤務日数)=140,800円 例②)1,100円(時給)×7時間(1日の労働時間)×16日(月当たりの勤務日数)=123,200円
④	曜日ごとに勤務時間や時給の 金額が決まっている	(月曜日の日給+火曜日の日給+…+日曜日の日給)÷5×21日 例)8,800円(月曜日:夜勤のため日給)+1,100円×8時間(水曜日:日勤のため時給)+8,800円(木曜日:夜勤のため日給)+1,100円×4時間(土曜日:短時間の日勤)÷5×21日=129,360円
⑤	隔週での出勤がある	{毎週出勤する曜日の日給合計+(隔週で出勤する曜日の日給合計÷2)} ÷5×21日 例)8,800円×5日(毎週出勤する月～金曜日の日給合計)+4,400円(隔週で出勤する土曜日の日給)÷2)÷5×21日=194,040円
⑥	勤務日がシフト表による等、基準に なる額の計算が難しい場合	実支給額のうち、各種手当を除いた部分の直近6ヶ月の平均 (給与支払い実績がない場合は、勤務予定表の労働時間数から支払い予定額を計算し、その金額を登録してください。)
⑦	年俸制の場合	(年俸金額-※控除金額)÷12か月 ※年俸に賞与や各種手当が含まれる場合は、それに相当する額を控除して計算して下さい。

